

令和5年2月28日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和5年2月28日(火)

午後1時開会

午後2時26分散会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹

6 説明員

総務課

課長 中野貴文君

課長補佐兼職員係長 寺地克己君

職員係主査 猿楽優介君

企画調整課

課長 福島浩君

課長補佐兼地域振興係長 尾上覚史君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第14号 阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第15号 阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- (3) 議案第16号 阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- (4) 議案第20号 阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- (5) 陳情第13号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第14号、阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、議案第16号、阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第20号、阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についての4件でございます。

また、令和4年陳情第13号も閉会中の継続審査となっております。

本委員会の日程は、配付いたしました日程表のとおりといたします。

○ 議案第14号 阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第14号を議題とし、審査に入ります。

所管の総務課は入室してください。

〔総務課入室〕

濱田洋一委員長

まず、議案について、所管課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第14号、阿久根市副市長定数条例の一部を改正する等の条例の制定について御説明申し上げます。

当市では、阿久根市まちづくりビジョンを策定して、市の将来像の実現に向け、多くの施策に取り組んでいるところであります。

一方で、長引く新型コロナの影響や人口減少と高齢化の進行により、市を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、多くの課題の解決と、これまで以上に迅速な施策の展開が必要とされているところであります。

そこで今回、副市長2名体制とし、当面する行政課題に的確に対応し、施策を迅速かつ効果的に推進することで、市の将来像の早期実現を目指すものであります。

このことから、新たな副市長については、市長のマニフェストの実現に向け、市の重要な政策の推進及び特色あるまちづくり事業の総括を担うものとし、具体的には、地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業の推進、カーボンニュートラル関連事業の推進、「たからのまち」マネージャー活用によるまちづくり施策の推進、デジタルトランスフォーメーションの導入と活用の推進のほか、市長の命を受けた業務の推進に関する事業の統括を担当することとしているところであります。

条例の内容について、議案書の20ページを御覧ください。

条例中の副市長の定数を1人から2人以内に改め、附則では、施行期日を令和5年4月1日としているところであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹之内和満委員

副市長を2名にするという改正条例なんですけど、現副市長と新副市長の役割分担はどのようにするんでしょうか。

中野総務課長

新たな副市長については、具体的には、今、説明のところで申し上げましたけども、市長のマニフェスト実現に向けての命を受けたところというところですが、具体的には、地域再生可能エネルギー活用モデル、それからカーボンニュートラル関連事業につきましては、先に整備されました発電施設の活用、それから地域新電力会社の設立等に向けた検討を進めて地域内経済循環の取組を進めることとすることです。

それから、「たからのまち」マネージャーについては、今後委嘱をする予定でありますマネージャーの各分野の専門家の知見を本市の地域再生に向けた取組につなげるための総括的な役割を担ってもらおうこととしているところです。

それから、デジタルトランスフォーメーションの導入等につきましては、デジタル技術を地域の安心・安全なまちづくりや、市役所の各業務への導入促進等について施策を実行していくというその統括を担当してもらおうこととしているところです。

竹之内和満委員

このマネージャーさんを統括するという立場に副市長を新設するということでよろしいですか。

[中野総務課長「はい」と呼ぶ]

もう一つなんですけど、この条例が制定されたら、すぐ新しい副市長を任命するということなんでしょうか、今回の議会とか。次の議会とか。4月1日だから。

中野総務課長

議案第14号については、副市長の定数条例の一部改正です。

現在1名ということで、1名しか副市長は任命されておられませんけども、これを2名に増加するというので、今後については、この議案が可決された後に人事案件という部分で議案を上程させていただきます。

そういうことで、選出されまして、具体的には、新年度からの任期ということになるかどうかというふうに考えております。

竹之内和満委員

ということは、3月議会の中でそれを認証するということになるわけですか。

中野総務課長

はい。この提出条例の議案が可決されました後に、人事案件を提出させていただく予定であります。それをもって同意を得た後に任命することになります。

野畑直委員

条例が改正されないことには人事案件は出てこないと思いますが、新年度からすぐという考えであらうと思います。

前副市長は総務省から来ていただいた経緯もありますけれども、今回も恐らく、そういう1か月もない時期に提案されておりますので、登用する人材というのは考えていらっしゃると思うんですが、また新たに外部から招聘される予定ですか。

中野総務課長

その部分については、私のところでは差し控えさせていただきたいと思います。
市長の意中の方が人事案件としてということになるかと。

野畑直委員

当然、してみないとその辺は分からないと思いますよ。しかしながら、こういう説明に来て1か月もないのに、そういう話は全くなくてこういう条例の改正案が提出されていないと思いますので、例えば、先ほど申し上げましたけれども、そういう、総務省から来ていただいた経緯があるからあっちからになるのではないかとか、いや現職員体制の中からとか、その程度のことも教えてくれないということですか。

中野総務課長

今、委員がおっしゃることは当然のことでございます。
現実的な運びとして、外との調整等についてはもう既に終えているところでございます。
その中で人事案件を上程させていただきたいというふうに考えております。

野畑直委員

私が考えているところは、また外部から招聘するとなると人件費の問題も大きく変わってくると思うんですよ。ですから、今の副市長は職員の中からということでしたので、そういう人件費の問題も出てくるので、そういうことも考えて、やはり我々としては、この条例を制定することによってどのぐらい人件費が変わるんだろうかとかというのは当然気になるところだから尋ねているところなんです、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

中野総務課長

今回提案させていただいています当初予算において、給与費明細のところを見ていただければお分かりになるかと思えます。

特別職について、定数を一つ増してあるところでは。

それで、その部分につきまして、確かに副市長を2名体制にするということは、人件費は上がるというようなことが、委員がおっしゃるとおり職員の中から選出されれば、増加分というのが少なく済むというようなことではございますけれども、そこに言及しますと、まだ、いろんな部分での人事案件への憶測が出るというようなことからいたしますと、私のほうでは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

野畑直委員

それについては、課長の立場があるから、私もこれ以上は追求しませんが、やはり説明に来ておられるわけだから、議会として、そういうことを全く考えずに条例改正というものもあり得ないということなんですよ。

県内でも、先日の新聞に載ってましたけれども、2名体制から1名にするという自治体もあったようですので、ちょうど逆行するようなことを阿久根市としては提案されているわけですから、当然その辺も気になるところですので、しっかりと、議案に賛成するとか反対するとかいうようなことでなくて、やはりいろいろこの動向と合わせたようなことをやっぱり阿久根市としてもやっていくべきかなと思っておりますので、ちょうどタイミングよく、夕

イメージがいいのか悪いのか分からないけれども、県内の自治体でそういうことがありましたよね、当然御存じだと思いますけれども。そういうところでちょっと気になったものですから。私の立場として、あまり本会議で追及はできないものですから話を聞いておいたほうがいいのかなどというところでした。

それから、そのマネージャー。マニフェストに基づいて進めるということでしたけれども、それは何人ぐらい考えていらっしゃるのかなと思ってるんですが。

中野総務課長

マネージャーの前に。

先ほどの人件費のところでございましたけども、当然のことながら、県内の市で鹿屋市でした。2名を1名にするという議案が上程されているところです。

話においては、畜産の関係で農林水産省からの出向をそれぞれ求めていらっしゃって、それを施策を、今、終わらせるっていうことじゃないんですけども、出向の派遣依頼をもうやめられるというようなところから、定数が減というようなことだったかと思います。

その自治体自治体で直面する課題が違いますので、それに応じて、また、いろんな体制が変わってくるものというふうに承知しているところです。

それから、まちづくりマネージャーにつきましては、現在予定していますマネージャーの人数については、各分野それぞれ6名を予定をしているというところでございます。

「たからのまち」マネージャーでした。言い間違いました。

「たからのまち」マネージャーについては、6名それぞれ違う分野、例えば、海、山、観光、子育て、それからDX、それから定住移住についての各分野で知見のある方をマネージャーとして委嘱するというような考えでございます。今、そういう予定です。

野畑直委員

分かりました。

このマネージャーの勤務体制というのはどうなるんですか。

中野総務課長

常勤ではなくて、必要に応じて来ていただくということで、予算書の中では報酬で予算化しているところでございます。

野畑直委員

それはそれでよかったです。

今、副市長を二人以内に改めるこの条例については、市長のマニフェストに準じてということですけども、先日の本会議で、今の市長の任期中だけでもいいのかなどと思って聞いていたのですが、そういうことではなくて、将来も2人体制ということを考えておられるようですが、西平市長の任期中という限定的な考えは、何も考えなかったんでしょうか。

中野総務課長

その任命の件につきましては、私もそこまで全てということではできませんから、副市長の任期は基本的には4年ということになります。

野畑直委員

私が言ってるのは、この条例改正の件について、このマニフェストに基づいて2人以内とするということであれば、未来永劫西平市長が市長をするわけじゃないから、ちょっと気になったものですから。それでもよかったのかなというふうに、限定的な条例改正ではなかったのかなというふうに思ったものですから。

これについても、課長の立場で答えられないと言われるかもしれませんが、ちょっと気になる場所だったものですから。先ほどから申し上げますように、私も議会で言えることもできなかったから、こうして聞いているところなんですけれども。これについてはもういいです。

この前、本会議のときに市長ははっきりと、任期中じゃなくて将来もずっと2人という条例をとというような考えだったようですが、それに間違いなかったんですかね。市長の答弁がですよ。そういうふうに理解したんですが。

中野総務課長

今回提案しております一部改正条例につきましては、本則中の人数を2人以内に改めるといふようなことで、これについて附則の中で期限を設けてこの条例を改正するという形にはなっておりません。ですので、2人以内ということは今後続けていくという、条例の形ではそういうふうになっているということです。

野畑直委員

阿久根市は市制70周年ということで、今年度迎えたのですが、これまで、市政始まって以来ずっと副市長というのは1人だったんですかね。

中野総務課長

今回に当たって、申し訳ありませんが、詳しく調べたわけじゃないんですけども、記憶の中では、助役時代からも含めてですけども、2人になったことはないというふうに認識しております。

野畑直委員

阿久根市で市制70周年、71周年目に2人体制にするという大きな出来事ですからですね。そこで、確認の意味でも委員会で聞いたところですけども。大変大きな条例改正だと思っておりますので、こういうことで聞いたところ。もうこれについては答弁ありません。分かりました。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第14号についての質疑を終結し、審査を一時中止いたします。

○ 議案第15号 阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○ 議案第16号 阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第15号及び議案第16号については関連がありますので、議案第15号及び議案第16号を一括議題といたします。

議案について、所管課長の説明を求めます。

中野総務課長

それでは、議案第15号及び議案第16号について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第15号、阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員法の改正により、地方公務員の定年の引上げ等の制度改正がなされ、令和5年度から施行されることから、関係条例の改廃を行う

ものでございます。

今回の制度改正は、国家公務員の定年引上げに伴う措置と同様の措置が地方公務員にも講じられるものであり、改正の主な事項は次の5点でございます。

まず1点目は、職員の定年の年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度に65歳とすること。

2点目は、組織の新陳代謝を確保し、組織活力のための管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入し、管理職及びこれに準ずる者について、60歳に達した日以後、管理職以外の職員に降任等を行うこと。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制を導入し、60歳に達した日以後退職した者を短時間勤務の職に採用することができること。

4点目は、職員に対して、60歳以後の任用等に関する情報を提供し、職員の意思の確認に努めること。

5点目は、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とすることです。

この条例では、関係する九つの条例を対象に一括して改廃を行うものでありますが、その主な内容について、新旧対照表により御説明申し上げます。

条例議案等参考の6ページをお開きください。

初めに、第1条関係は、阿久根市職員の定年等に関する条例の一部改正であり、第2章は定年制度であり、第3条では、職員の定年を60歳から65歳に引き上げるものです。

8ページに入りまして、第3章は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制であります。

役職定年制は、管理職等による職員を60歳に達した日の翌年4月1日までの期間に、管理職以外の職に降任等をするものでありますが、第6条では、役職定年制の対象となる職員として、管理職手当を受ける職とこれに準ずる職を定めるものであります。本市では、課長職と参事の職にある者を役職定年の対象とするものです。

第7条は、役職定年制の年齢を60歳とするものであります。

11ページに移り、第4章は、定年前再任用短時間勤務制であり、第12条は、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができるものとしてあります。

第13条は、本市が加入する地方自治法に規定する一部事務組合等の60歳以上の退職者を、定年前再任用短時間勤務職員として採用できることとするものです。

12ページに入ります。附則第4項は、定年に関する経過措置として、定年年齢を令和5年度から2年ごとに、段階的に60歳から1歳ずつ引き上げ、令和13年度に65歳にしようとするものであります。

第5項では、職員への情報の提供及び勤務の意思の確認であり、対象職員に対し、必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めることを規定したものです。

13ページを御覧ください。第2条関係は、阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であり、地方公務員法の改正に伴い引用する条項が改められたため、改正を行うものです。

第3条関係の、阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正及び15ページの第4条関係、阿久根市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、役職定年制の導入に伴う降任及び減給の効果を各条例に含めるために改正するものであります。

第5条関係の、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び17ページの第6条関係、阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、定年延長制度の導入に伴い、必要な改正を行うものであります。

18ページの第7条関係は、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正であり、第4条から23ページの第15条の2までは、定年前再任用短時間勤務制度に伴い、所要の改正を行うものであり、附則第7項では、当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日の職員の給料月額を現在の額の7割相当額とするものであります。

24ページの別表第1は、給料表の職員の区分を改めるほか、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるものであります。

25ページの第8条関係は、阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であり、定年延長に伴い、規定の整備を行うものであります。

議案書の35ページになりますが、第9条は、阿久根市職員の再任用に関する条例の廃止についてであり、職員の定年制度が改正され、現在の再任用職員は暫定再任用職員となることから、条例を廃止するものです。

最後に、附則では、第1条で、条例の施行期日を原則として令和5年4月1日とし、36ページからの附則第3条以下の規定では、定年延長制度が完成する令和13年度までの暫定再任用制度等必要な経過措置を定めるものであります。

そして、議案第16号、阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

この条例は、60歳以上の職員について、地域ボランティア活動等の地域貢献や退職後の人生設計の準備などに基づく様々な働き方を想定して、今回の職員の定年延長に伴い、高齢者部分休業制度を導入し、高年齢職員に多様な選択肢を示す観点から制定しようとするものであります。

それでは条例の主な内容について御説明いたします。

議案書の46ページをお願いいたします。

第1条は、地方公務員法の規定に基づき、必要な事項を定めるものとし、第2条は、高齢者の部分休業を承認する時間を職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位とし、60歳に達した日の翌年度から承認できるものとするものであります。

第3条は、高齢者部分休業中の職員の給料月額については、勤務しない時間分を減額するものであります。

第4条は、公務の円滑な遂行に支障がある場合には、高齢者部分休業を取り消し、または短縮できることとするものであります。

第5条は、公務の円滑な遂行に支障がない場合には、休業時間の延長を承認することができることとするものであります。

最後に、附則では、条例の施行期日を令和5年4月1日とするほか、関係する条例の改正を行っております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

濱之上大成委員

このことは、私は賛同する1人ですけども、危惧するのは、一つあります。

この14号にしても、15号にしても、16号にしても、私の立場から見ると、どうもこの職員の労働環境というものに危惧するところがありまして。

債務負担行為の中でメンタルヘルス業務がありましたね。私としては、今の副市長の二人制もさることながら、できますれば、学校でいう、いわゆるケアプランのヘルスケア的な、全ての職員あるいはそういう嘱託をですね、理学療法士か何かそういったものも今後検討していただいて、職員が動きやすいように。さらに61歳、62歳、こういう順序にしていくと同時に、働く側も、また、先輩が残ってくださって助かる職員にとっても、非常に気遣い、気配り、目配りをしないといかんというような、この心情に、心もですよ。心情に感じるような、こういう職場でないといけないので、今こういうのを、特に、この機会に、できれば、現市長・副市長に対しても課長会等でも意見を述べていただいて、このメンタル的なこれに対する業務を一つ増やして、逆に今、野畑委員がおっしゃったんですが、この報酬の問題もありますけれども、私としては、職場を、もうちょっとゆったりとした気持ちになれる職場になってほしいと思って、賛同する意味で要望をいたして、演説を終わります。

濱田洋一委員長

ただいまの濱之上委員が話されたことは、要望ということでよろしいでしょうか。

〔濱之上大成委員「そうです」と呼ぶ〕

竹之内和満委員

議案第15号についてなんですけど、65歳に定年延長するというので、退職金はもちろん65歳で受け取るということでもよろしいですよ。

中野総務課長

はい。退職した時点でいただくということになります。ですので、例えば61歳に定年延長のときには、61歳のときに退職されれば、その代わりに、自分は61歳の定年なんだけども、例えばもう60歳で定年をしたいということであれば、そこでいいからと。そのあと、制度的には、定年前再任用短時間勤務職員というのがありますから、今度は、退職されても短時間の勤務を希望すれば、そこでまた勤務ができる。ただし、その短時間再任用をするには、退職を一旦しておかないといけないということでもあります。退職した時点でということになります。

竹之内和満委員

そうした場合に、役職定年が60歳、給与は7割ということで、今の再任用とどの辺りが大きく違うんでしょうか。

中野総務課長

今の再任用の方も一旦は退職をされているということで、期間的には1年1年の更新ということで、身分は、職員を一旦退職されての新たな任用という形になっています。

今度の定年延長については、役職定年をしても職員の身分はそのままというようなことで、例えば、管理職であれば、役職定年をして一般の職員でもって定年を迎える日までそれ相応な職務を遂行しなければならないということで、延びた期間はこれまでと同じ身分で職務を果たすということが大きな違いでございます。

竹之内和満委員

そうした場合に、給与が7割ということは、再任用で60から65までですと、当然上がるん

でしょうかね。

給与は、退職せずに65歳定年になったときにもらうお金と、今の制度で61から65まで再任用ということとする金額よりも当然上に。どのぐらいでしょうか。

中野総務課長

いわゆる60歳を迎えれば、定年が延びたときに60歳を迎えれば7割に下がる。ただし、再任用の方は、今はもっと低いところですよ。

実際のところは、その制度が完成するまでは7割を持って行って定年をとというのが制度の趣旨です。

牟田学委員

関連なんだけど。今、竹之内委員も言われましたけれども、60で。それから1年ごと増えます。でも、61歳になったときに報酬が7割、身分はついてきます。そうしたときに、退職金について、やはり60で、一旦止めて、今までどおり退職金もらうのか。それとも、7割減で65までいったときにどうなのかというのがちょっと残るわけ。

中野総務課長

本市の退職金については、総合事務組合の条例で定めるところにより支払われることなんですけども、今回の定年延長につきましては、今、委員が言われましたとおり、基本は、退職した時点の給料月額を基準に、それに率を掛けて退職金をいただくという形になります。ただですね、今、特例がございまして、7割に下がった部分で率を掛けてもかなり差が出てきますので、現在はピーク時特例といって、60歳で1番ピークをもらっている、これまでと一緒ですね。その給料月額に率を掛ける。通常なら35年が1番率の高止まりです。ですから、35年勤務をして60歳の給与で退職金をもらうのが通常です。それで、例えば、61歳になって7割に減っていても、60歳のときの給料に、35年勤めていらっしやれば、もう額は変わらないんですよ。ただ、35年勤務されてない方は、勤務年数が上がればまだ掛ける率は上がるんですね。ですから、例えば、60歳で34年しかまだなかった方は、その給料月額に34年の率を掛けて、今度は、7割になった額に1年の率を掛けてそれを足してという形になります。

濱之上大成委員

分かったつもりなんですけどね、協議会にして、もうちょっと阿久根弁でもう一回。大体分かりましたけど、な。思ったとおりのことだと思うんですよ。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

濱之上委員。休憩ですか。

〔発言する者あり〕

濱之上大成委員

協議会の中で今言いたかったのは、33年しか働いてないけど60になった。されど7割をもらった61歳のときと、延長して合計した金額で出すってこういうことやな。分かりました。

野畑直委員

今、60歳のピークでもらうのは分かりました。

しかし、定年延長されるわけだから、退職金をもらう年齢ですよ、今までは60歳でやめたから60歳でもらったと。ところが、今後は61歳に勤めていけば、その退職金を支給されるときというのは、当然まだ、7割をもらって勤めてるわけだから、退職されたときに支払われるという解釈でいいんですか。

中野総務課長

そのとおりです。62まで延長されれば、62歳のときに退職しますと言えばそうですね。ただその前に、それぞれ退職することもできるんですよ。そうすればそのときに貰えると。

野畑直委員

ちょっと中途半端な話をしましたけど、65歳までできるわけだから65歳まで勤められる方が多いというふうに解釈しますけれども。5年間いるとすれば、たってから退職金をもらうという形に当然なると思うから、そこら辺が、退職金は60歳でもらっておいて勤めるということではないと、今の話でよく分かりました。

また別のあれで。議案等参考の12ページに、先ほど課長が説明されたように令和13年までということ、なかなか元号で言われると分かりづらくてですね。私は西暦で打ち換えてみたんですけども、西暦でいけば2034年4月から65歳になった人は、以降変わらないのかなと思ってるんですが。そこで、今、職員として務められている方は、56歳の方が65歳になるのが1番ピークかなと思うんだけど、その辺をちょっと。

中野総務課長

今年55歳の方が、定年が65歳になります。この制度自体は、2年ずつですので令和13年度に65歳ですけども、制度的には14年度で完成なんですね、2年になりますので。ただ、65を定年で迎える方は今55歳の方という形になります。生まれでいきますと昭和42年4月2日から43年4月1日、42年度に生まれた方が65にということになります。

野畑直委員

これはこの議案と関係ないというか、分かりやすくするために聞いたんですけども、私も1967年生まれということ考えております、昭和42年度からですね。元号で言うと分かりづらくてですね、西暦で言ったほうが分かりやすいのかなと思って見たときに、1967年の4月以降になる、翌年3月までに生まれた方が該当するのが65歳の定年を迎えるのかなというふうに。ちょっと2年と1年とずれるもんだからなかなか分かりづらいなと思って、確認的な話なんですけれども。こういうのは西暦のほうがいいのになと思いつつ聞いたところでした。別に深い意味ではありませんけど、分かりやすいかなそのほうがと思って。なかなか、今、課長も説明されたように昭和42年が1967年ですね。そこら辺私なんかは分かるけど、もう最近の平成生まれ、令和生まれになってくればもう分からなくなってくると思うんですよ。だから、その辺のこういう条例を西暦でせずに元号でしたほうがいいのかどうか、私はよく分かりませんが、なるべく分かりやすいもののほうがいいかなと思って聞いたところでした。

別にあれも何もありませんけれども、分かりやすいものをつくってください。

濱田洋一委員長

ただいま野畑委員がお話をされたことは、今後を踏まえての、和暦元号、西暦等を踏まえて、いずれかとするのではなくて、例えば、昭和42年生まれであれば1967年とか、括弧書きにとか、そういうことも今後は検討いただければなというふうに思います。

それでよろしいですか。

〔野畑直委員「はい。いいです」と呼ぶ〕

それでは、他の委員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第15号及び議案第16号についての質疑を終結し、審査を一時中止

いたします。

〔総務課退室〕

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後 1 時46分～午後 1 時51分)

〔企画調整課入室〕

○ 議案第20号 阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第20号を議題とし、審査に入ります。

まず、議案について、所管課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

議案第20号について、御説明いたします。

議案書59ページをお開きください。

この条例は、企業版ふるさと納税の柔軟かつ最大限の活用を図るため、制定しようとするものであります。

企業版ふるさと納税制度につきましては、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生のためのプロジェクトに対して市外企業が寄附を行った場合、最大9割の税軽減効果が図られるものであります。同制度による寄附があった場合は、原則として寄附があった当該年度の事業にその寄附金を充てることとされていますが、基金を設置することで翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となります。3月決算の民間企業の場合、決算期末までの利益の状況等をみながら寄附を判断する場合もあり、その場合、寄附の申出が3月末ぎりぎりになる場合も想定されますが、本条例の制定により、そうしたケースにおいても寄附の受入が対応可能となります。

60ページをお開きください。

制定の主な事項についてであります。第1条は、基金の設置についての規定であり、市が企業版ふるさと納税を受けた事業に対し、充当できることとしたものであります。

第2条は、積立てについての規定であり、予算に計上して積み立てることとするものであります。

第3条は、管理について規定したものであり、金融機関その他で確実かつ有利な方法により行うこととするものであります。

第4条は、運用益金の処理について規定したものであり、基金から生じる利子については、予算計上して基金に編入することとするものであります。

第5条は、繰替運用について規定したものであり、歳計現金に繰り替えて運用できるようにするものであります。

第6条は、基金の処分について規定したものであり、第1条に定めた事業や金融機関にお

ける保険事故が生じた場合における処分が可能である旨、規定したものであります。

61ページの第7条は、委任についての規定であります。

附則は、条例の施行日について規定したものであり、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹之内和満委員

まち・ひと・しごと創生寄附金活用事業とその設置の60ページに給付金活用事業とある。

例えばどういう事業がそれに該当するんでしょうか。

福島企画調整課長

委員がおっしゃっているのは、どういった事業に具体的に使えるのかという趣旨でよろしいでしょうか。

[竹之内和満委員「どういう事業に対してこれが使えるのか」と呼ぶ]

どういう事業にということにつきましては、地域再生計画で非常に幅広く定めておりまして、具体的に言うと、まちづくりビジョンに基づく事業自体には充てることは可能となっております。

ただ、実際にこの企業版ふるさと納税を充てる場合には、我々のほうで、例えばこういうものが考えられますというのを幾つか選んだ上で、それを広く発信して、それについて寄附をお願いしますという形で活用することとなります。

その事業につきましては、今、当初予算で、マッチング支援業務ということで同時に計上して提案させていただいているんですが、マッチング支援業者みたいなものを使って、市としてこういう事業があります。企業はこういうものを求めています。マッチングは素人だと思えますので、そのマッチング業者のアドバイスをいただきながら、こういった事業を全面的に出していこうかなということはこれから検討したいと思っておりますが、現状一つの想定として、我々の考えておりますのが、例えば新図書館の建設でありますとか、あと再生可能エネルギーの導入推進、こういった分野について、何かしら充てられないかなというふうに考えているところでございます。

竹之内和満委員

企業版ふるさと納税が金銭的な。そこから持ってくるというふうに思うんですが、現在、企業版ふるさと納税でどのぐらいの金額があるのでしょうか。

福島企画調整課長

これまでの実績ということでお答えさせていただきます。

まず、寺島宗則旧家保存活用プロジェクト、こちらで累計1,420万円の寄附を受けているところでございます。それから昨年度もありました、地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業の関係で1,000万円の寄附をいただいたところでありまして、その他、今年度10万円の関係をいただいているというところでございます。

竹之内和満委員

その寄附いただいた金額を全額基金にするのでしょうか。それとも一部するのでしょうか。

福島企画調整課長

この基金条例につきまして、御採択というかしていただければ、来年度、当初予算計上しておりますので、その場合には寄付金1,000万円に対して積立金1,000万円という形で、今のところ数字はあくまで仮置きですが、そのような形で計上させていただいてるところでございます。

野畑直委員

新たに積む、この阿久根市まち・ひと・しごとの基金ですけれども、今回提案されております副市長を2名体制にするということで、今度市長がマネージャーを入れ、そして、海、里、山の三つの地域資源ということを考えていらっしゃるようですが、これに、やっぱり関連した費用が必要であるから、こういう基金を積み立てるということでもいいんですか。生かしていきたいということですか。

福島企画調整課長

こちらの条例を提案しようと考えたときには、直接、「たからのまち」マネージャーとの関連は考えていなかったところでありまして。

設置の目的は1番上に書いてあるとおりでありまして、基本的に企業版ふるさと納税につきましては、寄附を受けた年度の事業にしか充てれないということでありまして、そこを少し柔軟に運用できるようにするために、対して後年度に充てることができるようにするために設置しようと思ったものであります。ただ、今、委員から御指摘がありました「たからのまち」マネージャーの関係で、来年度恐らく様々なプロジェクトについても検討されていくものと思います。その中で、もしこちらを充てることのできるようなものがあれば、そちらについてはプロジェクトとして具現化して、ぜひ寄附のほうも活用できるようにしていければというふうに考えます。

野畑直委員

市長の所信表明と似かよった文言で出てくるものですから、今後、副市長を選任され、そしてまた「たからのまち」マネージャーという6人についてされるようですので、そういうところを生かして、今後また、阿久根市発展のために頑張ってもらえればいいと思っておりますし、こういう基金があつて、やりやすい体制をつくって、今後、もちろん市長をはじめ新たに選任された副市長、力を合わせて今後頑張っていってほしいと思います。

そこで、こういう似かよったものが出てきたものから、そういう意味合いがあつて基金を創設されたのかなというふうに思ったものですから聞いたところでした。

今後また、市長も4期目ですので、そういうことを思い切ってやられていくのかなと思っておりますので、皆さんも一緒になって頑張っていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

これはもう要望になりますけれども、よろしくをお願いします。

福島企画調整課長

「たからのまち」マネージャーの方が機能していく中で、様々な施策というのが考えられると思います。そのためには財源も当然必要になってくると思いますので、これに限らずということにはなりますが、当然こちらもうまく使えるようであれば使って、少しでも施策を実現できるようにしたいと思っております。

竹之内和満委員

企業版ふるさと納税だけではなくて、クラウドファンディングで得た寄附金は、基金には

できないのでしょうか。

福島企画調整課長

こちらの条例につきましては、あくまで企業版ふるさと納税でいただいた寄附金を後年度に活用していくために使うものと考えております。

委員から御指摘のありましたクラウドファンディングというのは、昨日の話のガバメントクラウドファンディングのようなものだと思います。そちらにつきましては、既に地域振興基金、通常の個人版ふるさと納税のほうに使えるようになっておりますので、こちらを活用して後年度事業にも充当していくというふうを考えております。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第20号についての質疑を終結し、審査を一時中止いたします。

〔企画調整課退室〕

○ 議案第14号 阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

所管課への質疑が終わりましたので、議案第14号、第15号、第16号及び第20号について、順次、採決に進みます。

念のため申し上げます。賛否の表明は、討論の中でお願いいたします。

それでは、議案第14号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

それでは、議案第14号、阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第15号 阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○ 議案第16号 阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第15号及び議案第16号を一括して議題といたします。

まず、討議を行います。

討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。

濱之上大成委員

これについては、人材確保、あるいは労働環境をよくするためには非常に必要なことであろうということで、賛同いたします。

濱田洋一委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

それでは、議案第15号、阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第20号 阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第20号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

それでは、議案第20号、阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時7分～午後2時21分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、傍聴を許可いたします。
傍聴人は入室してください。

[傍聴人入室]

○ 陳情第13号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情

濱田洋一委員長

それでは、議案第13号を議題とし、審査に入ります。
この陳情は、令和4年第3回定例会9月2日本会議で本委員会に付託され、審査終了までの継続審査となっております。
本陳情の審査の方法について、皆様から御意見をお願いいたします。
御意見ございませんか。

濱之上大成委員

川内原発の20年延長、すばらしいことだと思っております。しかしながら、国自体の現状としては、代替エネルギーの問題とかいろいろ難しい面もありまして、こういう現状の中で、今、粛々とその結論を出すべき問題ではないというふうに私は思っております。
そこで、私どもの問題としてはもうこれ以上の議論をする余地がないので、継続審査ということでお願いしたいと思っております。

竹之内和満委員

今、濱之上委員からありましたように、前回継続審査になってから状況が変わっているわけではない。また、国の方針もきちんと決まったわけではないように見えます。
よって、今、いろんな材料の中でこちらが判断をする段階ではないということで継続審査をお願いしたいと思っております。

野畑直委員

この陳情項目の1項目めと2項目めの2項目ありますけれども、陳情項目の中に、20年運転延長が認められないとの決議を求めますということと、原発40年運転期間を守る意見書の提出を求めますというふうに陳情書はなっておりますけれども、現段階ではまだ、我々のこの委員会の中で判断するとしたときに、国の方針等の考え方もちょっと論点というか、考え方に違いが出てきているようなので、継続審査としておくべきかなと思っております。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
それでは、委員の皆様方から御意見を賜りました。
総括いたしますと、引き続き、継続審査とするとの御意見がございました。
ほかに御意見がなければ、ただいまの御意見のとおり、引き続き継続審査としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

本日採決いたしました議案等についての委員会審査報告書の作成及び委員長報告並びに議会だより原稿につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後2時26分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一